

愛知県5次規制区分			6次規制業種 区分備考	Cpo		Cpi		Cpo				Cpi						
項	業種	区分		備考	県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		県 5次	国6次		国5次		県 5次	国6次	
									下限	上限		下限	上限	下限	上限		下限	上限
1	畜産農業（日平均排水量 1,000立方メートル以上の事業場の場 合に限る。）			2項に統合	8	-	8	-	8	40	8	-	-	8	9	8	-	-
2	畜産農業（日平均排水量 1,000立方メートル未満の事業場の場 合に限る。）			統合による名 称変更	36	36	9	9	8	40	36	8	40	8	9	9	8	9
3	天然ガス鉱業				3	1	2	1	3	4	3	1	1.5	2	3.5	2	1	1.5
4	非金属鉱業				4	1	2	1	4	5	4	1	2	2	3.5	2	1	1.5
5	肉製品製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上 の工場に限る。			6	4	4.5	3	4	16	6	4	16	1	8	4.5	1	6
5		イ 日平均排水量 400立方メートル未満 の工場に限る。			8	8	6	6	4	16	8	4	16	1	8	6	1	6
6	乳製品製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上 の工場に限る。			5	5	4	3.5	5	16	5	5	8.5	1	8	4	1	3.5
6		イ 日平均排水量 400立方メートル未満 の工場に限る。			6	6	4.5	3.5	5	16	6	5	8.5	1	8	4.5	1	3.5
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）				8	8	6	4	8	16	8	5.5	11	1	8.5	6	1	5.5
8	水産缶詰・瓶詰製造業				3	3	1.5	1	3	7.5	3	3	4	1.5	5.5	1.5	1	1.5
9	寒天製造業				3	3	1.5	1.5	3	7.5	3	3	5.5	1.5	5.5	1.5	1.5	2.5
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業				3	3	1.5	1.5	3	7.5	3	3	6.5	1.5	5.5	1.5	1.5	3
11	水産練製品製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上 の工場に限る。		日本標準産業 分類による名 称変更	6	4	4.5	3	3	12	6	3	7.5	1.5	8	4.5	1	3.5
11		イ 日平均排水量 400立方メートル未満 の工場に限る。			8	6	6	3.5	3	12	8	3	7.5	1.5	8	6	1	3.5
12	冷凍水産物製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上 の工場に限る。			6	6	4.5	4.5	3	12	6	3	8	1.5	8	4.5	1.5	5.5
12		イ 日平均排水量 400立方メートル未満 の工場に限る。			8	8	6	5.5	3	12	8	3	8	1.5	8	6	1.5	5.5
13	冷凍水産食品製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上 の工場に限る。			6	6	4.5	4.5	4	12	6	4	8	1	8	4.5	1	6
13		イ 日平均排水量 400立方メートル未満 の工場に限る。			8	8	6	6	4	12	8	4	8	1	8	6	1	6
14	水産食料品製造業（8 の項から前項までに掲 げるものを除く。）	ア 日平均排水量 400立方メートル以上 の工場に限る。		日本標準産業 分類による名 称変更	6	6	4.5	4	3	12	6	3	8	1.5	8	4.5	1.5	4
14		イ 日平均排水量 400立方メートル未満 の工場に限る。			8	8	6	4	3	12	8	3	8	1.5	8	6	1.5	4
15	野菜缶詰・果実缶詰・ 農産保存食料品製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上 の工場に限る。			4.5	4.5	3.5	3	3	12	4.5	3	7.5	1.5	5.5	3.5	1	3
15		イ 日平均排水量 400立方メートル未満 の工場に限る。			6	6	4.5	3	3	12	6	3	7.5	1.5	5.5	4.5	1	3
16	野菜漬物製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上 の工場に限る。			4	2.5	3	2	3	7.5	4	2.5	6.5	1.5	5.5	3	1	3

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cpo		Cpi		Cpo			Cpi						
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		県 5次	国6次		国5次		県 5次	国6次	
									下限	上限		下限	上限	下限	上限		下限	上限
16		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			6	6	4.5	3	3	7.5	6	<b>2.5</b>	<b>6.5</b>	1.5	5.5	4.5	<b>1</b>	<b>3</b>
17	味そ製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			4	4	3	3	4	7.5	4	4	7.5	1.5	5.5	3	1.5	<b>4.5</b>
17		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			7.5	7.5	5.5	4.5	4	7.5	7.5	4	7.5	1.5	5.5	5.5	1.5	<b>4.5</b>
18	しょう油・食用アミノ酸製造業				8	6	6	3	8	9	8	<b>4</b>	<b>8</b>	1.5	8.5	6	1.5	<b>3</b>
19	化学調味料製造業			日本標準産業分類による名称変更	3	1.5	1.5	1	3	8	3	<b>1.5</b>	8	1.5	6	1.5	<b>1</b>	<b>1.5</b>
20	ソース製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			4	4	3	2.5	3	7.5	4	3	<b>6</b>	1.5	5.5	3	<b>1</b>	<b>2.5</b>
20		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			6	6	4.5	2.5	3	7.5	6	3	<b>6</b>	1.5	5.5	4.5	<b>1</b>	<b>2.5</b>
21	食酢製造業				4	3	3	2	3	7.5	4	3	<b>4.5</b>	1.5	5.5	3	1.5	<b>3</b>
22	砂糖精製業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			4	3.5	3	2	3	7.5	4	<b>1.5</b>	<b>5</b>	1.5	5.5	3	<b>1</b>	<b>2</b>
22	砂糖精製業	イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			6	4.5	4.5	2	3	7.5	6	<b>1.5</b>	<b>5</b>	1.5	5.5	4.5	<b>1</b>	<b>2</b>
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業				4	4	3	3	3	7.5	4	3	<b>6</b>	1.5	5.5	3	1.5	<b>3</b>
24	小麦粉製造業				3	3	1.5	1.5	3	7.5	3	3	7.5	1.5	5.5	1.5	1.5	<b>2.5</b>
25	パン製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			4	3	3	1.5	3	7.5	4	<b>2</b>	<b>6</b>	1.5	5.5	3	<b>1</b>	<b>2.5</b>
25		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			6	4.5	4.5	2.5	3	7.5	6	<b>2</b>	<b>6</b>	1.5	5.5	4.5	<b>1</b>	<b>2.5</b>
26	生菓子製造業				6	6	4.5	4	6	7.5	6	<b>3</b>	7.5	1	6.5	4.5	1	<b>4</b>
27	ビスケット類・干菓子製造業				3	3	1.5	1	3	7.5	3	3	<b>4</b>	1.5	5.5	1.5	<b>1</b>	<b>1.5</b>
28	米菓製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			4	3	3	2	3	7.5	4	3	7.5	1.5	5.5	3	1.5	<b>4.5</b>
28		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			6	4	4.5	2.5	3	7.5	6	3	7.5	1.5	5.5	4.5	1.5	<b>4.5</b>
29	パン・菓子製造業（25の頂から前項までに掲げるものを除く。）	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			4	4	3	2	3	7.5	4	3	<b>6</b>	1.5	5.5	3	1.5	<b>3</b>
29		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			6	6	4.5	2.5	3	7.5	6	3	<b>6</b>	1.5	5.5	4.5	1.5	<b>3</b>
30	植物油脂製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			4	4	3	1.5	4	7.5	4	<b>2.5</b>	<b>6</b>	1.5	5.5	3	<b>1</b>	<b>2</b>
30		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			7.5	5	5.5	2	4	7.5	7.5	<b>2.5</b>	<b>6</b>	1.5	5.5	5.5	<b>1</b>	<b>2</b>
30			(ア) りん又はその化合物を脱ガム剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、5.5とする。	削除	8	-	5.5	-	4	8	8	-	-	1.5	5.5	5.5	-	-

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cpo		Cpi		Cpo			Cpi						
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次			
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限		
30			(イ) 米糠を原料として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、5.5とする。		8	5	5.5	2	4	20	8	4	8	1.5	5.5	5.5	1	2
31	動物油脂製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			4	4	3	3	2	7.5	4	2	6	1	5.5	3	1	4.5
31		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			6	6	4.5	4.5	2	7.5	6	2	6	1	5.5	4.5	1	4.5
32	食用油脂加工業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			4	2.5	3	1.5	3	7.5	4	2.5	3.5	1.5	5.5	3	1	2
32		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			6	2.5	4.5	2	3	7.5	6	2.5	3.5	1.5	5.5	4.5	1	2
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業				3	2	1.5	1	3	7.5	3	2	3	1.5	5.5	1.5	1	1.5
34	穀類でんぷん製造業				4	4	3	3	3	10	4	3	6.5	1.5	8	3	1.5	3
35	めん類製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			4	4	3	2	3	7.5	4	3	6.5	1.5	5.5	3	1	2.5
35		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			6	6	4.5	2.5	3	7.5	6	3	6.5	1.5	5.5	4.5	1	2.5
36	こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業			削除	3	-	1.5	-	3	7.5	3	-	-	1.5	5.5	1.5	-	-
37	豆腐・油揚げ製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			5	4	4	4	5	7.5	5	4	7.5	1	5.5	4	1	4.5
37		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			6	6	4.5	4.5	5	7.5	6	4	7.5	1	5.5	4.5	1	4.5
38	あん類製造業				5	5	4	4	5	12	5	3.5	12	1	8	4	1	4
39	冷凍調理食品製造業				8	6	6	4	8	9	8	4	8.5	1	8.5	6	1	4.5
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			4	4	3	3	4	7.5	4	2.5	7.5	1.5	5.5	3	1	4.5
40		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			7.5	7	5.5	4.5	4	7.5	7.5	2.5	7.5	1.5	5.5	5.5	1	4.5
41	清涼飲料製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			4	4	3	1.5	3	8	4	2.5	5.5	1.5	3.5	3	1	2
41		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			6	4	3.5	2	3	8	6	2.5	5.5	1.5	3.5	3.5	1	2
42	果実酒製造業				4	2.5	3	2	3	4	4	1.5	2.5	1.5	3.5	3	1	2.5
43	ビール製造業				4	4	3	2.5	3	4	4	3	4	1.5	3.5	3	1.5	2.5
44	清酒製造業				4	4	3	1.5	3	4	4	1.5	4	1.5	3.5	3	1	1.5
45	蒸留酒・混成酒製造業				4	4	3	1.5	3	4	4	2	4	1.5	3.5	3	1	1.5
46	インスタントコーヒー製造業				4	2.5	3	1	3	4	4	2.5	3.5	1.5	3.5	3	1	3
47	配合飼料製造業				2	2	1	1	2	3.5	2	2	3.5	1	3	1	1	2
48	単体飼料製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			3.5	3.5	2.5	1.5	2	3.5	3.5	2	3.5	1	3	2.5	1	2

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cpo		Cpi		Cpo			Cpi						
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次			
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限		
48		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			3.5	3.5	3	2	2	3.5	3.5	2	3.5	1	3	3	1	2
49	有機質肥料製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			3.5	2	2.5	1	2	3.5	3.5	1.5	3.5	1	3	2.5	1	1.5
49		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			3.5	3.5	3	1.5	2	3.5	3.5	1.5	3.5	1	3	3	1	1.5
50	たばこ製造業				2	2	1	1	2	3.5	2	2	3	1	3	1	1	1.5
51	器械生糸製造業			統合による名称変更	2	2	1	1	2	6.5	2	2	6	1	4.5	1	1	4
52	座繰生糸製造業			51項に統合	2	-	1	-	2	6.5	2	-	-	1	4.5	1	-	-
53	玉糸製造業			51項に統合	2	-	1	-	2	6.5	2	-	-	1	4.5	1	-	-
54	生糸製造業（51の項から前項までに掲げるものを除く。）			51項に統合	2	-	1	-	2	6.5	2	-	-	1	4.5	1	-	-
55	繊維工業（51の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの				5	4.5	4	1.5	2	6.5	5	2	4.5	1	4.5	4	1	1.5
56	繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの			51項に統合	2	-	1	-	2	6.5	2	-	-	1	4.5	1	-	-
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの				2	2	1	1	2	6.5	2	2	4.5	1	4.5	1	1	4
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精錬漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			5	1	4	1	2	6.5	5	1	2	1	4.5	4	1	1.5
58		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			6	2	4.5	1	2	6.5	6	1	2	1	4.5	4.5	1	1.5
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			5	5	4	2.5	2	6.5	5	2	5.5	1	4.5	4	1	3
59		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			6	5.5	4.5	3	2	6.5	6	2	5.5	1	4.5	4.5	1	3
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			5	5	4	4	2	6.5	5	2	6	1	4.5	4	1	4.5
60		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			6	6	4.5	4.5	2	6.5	6	2	6	1	4.5	4.5	1	4.5
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			5	4	4	1.5	2	6.5	5	2	5	1	4.5	4	1	2
61		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			6	5	4.5	2	2	6.5	6	2	5	1	4.5	4.5	1	2
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			5	4	4	1.5	2	6.5	5	1.5	4	1	4.5	4	1	2
62		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			6	4	4.5	2	2	6.5	6	1.5	4	1	4.5	4.5	1	2
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			5	3	4	2	2	10	5	2	5	1	4.5	4	1	3

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cpo		Cpi		Cpo			Cpi						
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次			
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限		
63	工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		6	4	4.5	2.5	2	10	6	2	5	1	4.5	4.5	1	3
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの				5	2	4	1.5	2	6.5	5	1	2	1	4.5	4	1	1.5
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの				2	1	1	1	2	6.5	2	1	1.5	1	4.5	1	1	1.5
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		5	1.5	4	1	2	6.5	5	1	2	1	4.5	4	1	2
66		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		6	2	4.5	1.5	2	6.5	6	1	2	1	4.5	4.5	1	2
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの				2	2	1	1	2	6.5	2	2	3.5	1	4.5	1	1	3
68	繊維工業（55の項から前項までに掲げるものを除く。）				5	3.5	4	1.5	2	6.5	5	1	3.5	1	4.5	4	1	1.5
69	一般製材業			統合による名称変更	2	2	1	1	2	3	2	2	3	1	2.5	1	1	2.5
70	木材チップ製造業			69項に統合	2	-	1	-	2	3	2	-	-	1	2.5	1	-	-
71	合板製造業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。	統合による名称変更	2	1	1.5	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1.5	1	1.5
71		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		2	1.5	2	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	2	1	1.5
72	パーティクルボード製造業（次項に掲げるものを除く。）			71項に統合	2	-	1	-	2	3	2	-	-	1	2.5	1	-	-
73	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの			71項に統合	2	-	1	-	2	3	2	-	-	1	2.5	1	-	-
74	床柱製造業			削除	2	-	1	-	2	3	2	-	-	1	2.5	1	-	-
75	木材薬品処理業				2	2	1	1	2	3	2	2	3	1	2.5	1	1	1.5
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの				2	1	1	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1	1	1.5
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの				2	1	1	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1	1	1.5
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナードグラントパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの				2	1	1	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1	1	1.5
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）				2	1	1	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1	1	1.5
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの				2	2	1	1	2	3	2	2	3	1	2.5	1	1	1.5
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）				2	1.5	1.5	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1.5	1	1.5

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cpo		Cpi		Cpo			Cpi						
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次			
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限		
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの				2	1.5	1.5	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1.5	1	1.5
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		2	1.5	1.5	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1.5	1	1.5
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		2	1.5	2	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	2	1	1.5
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの				2	1.5	1.5	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1.5	1	1.5
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの				2	1	1	1	2	3	2	1	2	1	2.5	1	1	2
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの				2	1	1	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1	1	1.5
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）				2	1.5	1.5	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1.5	1	1.5
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの				2	1.5	1.5	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1.5	1	1.5
89	機械すき和紙製造業				2	1	1	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1	1	1.5
90	手すき和紙製造業				2	1	1	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1	1	1.5
91	塗工紙製造業				2	1	1	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1	1	1.5
92	段ボール製造業				2	1	1	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1	1	1.5
93	重包装紙袋製造業				2	1	1	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1	1	1.5
94	セロファン製造業				2	1	1	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1	1	1.5
95	乾式法による繊維板製造業				2	1	1	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1	1	1.5
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）				2	1.5	1.5	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1.5	1	1.5
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		2	1	1.5	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1.5	1	1.5
97	（76の項から前項までに掲げるものを除く。）	イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		2	1.5	2	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	2	1	1.5
98	新聞業			100項に統合 （備考設定）	2	2	1	1	2	4.5	2	2	4	1	3.5	1	1	3
99	出版業			100項に統合 （備考設定）	2	2	1	1	2	4.5	2	2	4	1	3.5	1	1	3

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cpo		Cpi		Cpo			Cpi						
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次			
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限		
100	印刷業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		統合による名称変更	2	2	1.5	1.5	2	4.5	2	2	4	1	3.5	1.5	1	3
100		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			2	2	2	2	2	4.5	2	2	4	1	3.5	2	1	3
101	製版業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			2	2	1.5	1.5	2	4.5	2	2	3.5	1	3.5	1.5	1	2
101		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			2	2	2	2	2	4.5	2	2	3.5	1	3.5	2	1	2
102	窒素質・りん酸質肥料製造業				2	2	1.5	1.5	2	50.5	2	2	26.5	1	50.5	1.5	1	26.5
103	複合肥料製造業				2	2	1.5	1.5	2	50.5	2	2	30	1	50.5	1.5	1	30
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）				2	1	1	1	2	50.5	2	1	1.5	1	50.5	1	1	1.5
105	ソーダ工業				2	1.5	1.5	1	2	4	2	1.5	2.5	1	2.5	1.5	1	1.5
106	電炉工業				2	2	1	1	2	4	2	2	3	1	2.5	1	1	1.5
107	無機顔料製造業				4	2	2.5	1.5	2	4	4	1	3	1	2.5	2.5	1	1.5
108	無機化学工業製品製造業（105の項から前項までに掲げるものを除く。）				5	2	2.5	1.5	2	5	5	1	2.5	1	2.5	2.5	1	1.5
108				りん及びりん化合物製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、6とする。	8	8	6	6	2	40	8	2	40	1	8	6	1	8
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			2	1.5	1.5	1	2	5	2	1.5	3	1	3.5	1.5	1	1.5
109		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			2	1.5	2	1	2	5	2	1.5	3	1	3.5	2	1	1.5
109				りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、5とする。	6.5	6.5	5	4.5	6.5	24	6.5	6.5	7.5	4	8	5	4	5
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの				2	1	1	1	2	5	2	1	1.5	1	3	1	1	1.5
110				りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。	6.5	2.5	4	1	6.5	24	6.5	2.5	3.5	4	8	4	1	1.5
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの				2	1.5	1.5	1	2	5	2	1.5	2.5	1	3	1.5	1	1.5
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの				2	1	1	1	2	5	2	1	2	1	3	1	1	1.5
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの				2	1	1	1	2	5	2	1	2	1	3	1	1	1.5
113				りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。	6.5	2.5	4	1	6.5	24	6.5	2.5	3.5	4	8	4	1	1.5
114	石油化学系基礎製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）				2	1	1.5	1	2	5	2	1	2.5	1	3	1.5	1	1.5

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cpo		Cpi		Cpo			Cpi						
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次			
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限		
115	脂肪族系中間物製造業				2	1.5	1.5	1	2	5	2	1.5	2.5	1	3.5	1.5	1	1.5
115			りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、6とする。		8	8	6	4	6.5	24	8	4	20	4	8	6	2.5	4
116	メタン誘導品製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			2	2	1.5	1	2	5	2	2	3	1	3	1.5	1	2
116		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			2	2	2	1	2	5	2	2	3	1	3	2	1	2
117	発酵工業				2	2	1.5	1.5	2	5	2	1.5	3	1	3	1.5	1	1.5
118	コールタール製品製造業				2	2	1	1	2	5	2	2	3	1	3	1	1	1.5
119	環状中間物・合成染料・有機顔料製造業				2	2	1.5	1.5	2	5	2	1.5	3.5	1	3	1.5	1	1.5
119			りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、5とする。		6.5	6.5	5	5	6.5	24	6.5	6.5	24	4	8	5	4	5
120	プラスチック製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			2	2	1.5	1.5	2	5	2	1	3	1	3	1.5	1	1.5
120		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			2	2	2	1.5	2	5	2	1	3	1	3	2	1	1.5
121	合成ゴム製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			2	1.5	1.5	1	2	5	2	1.5	3.5	1	3	1.5	1	2
121		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			2	2	2	1.5	2	5	2	1.5	3.5	1	3	2	1	2
122	有機化学工業製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			2	2	1.5	1.5	2	5	2	1.5	5	1	3	1.5	1	2
122		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			2	2	2	2	2	5	2	1.5	5	1	3	2	1	2
122			有機りん系農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2、2とする。		2	2	2	1.5	2	60	2	2	23	1	3	2	1	2
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの				2	2	1	1	2	3	2	2	3	1	2.5	1	1	1.5
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの				2	2	1	1	2	3	2	2	3	1	2.5	1	1	1.5
125	合成繊維製造業				2	2	1.5	1.5	2	3	2	1	2	1	2.5	1.5	1	1.5
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業				2	2	1	1	2	3	2	2	3	1	2.5	1	1	1.5
127	石けん・合成洗剤製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			2	2	1.5	1	2	3	2	2	3	1	2.5	1.5	1	1.5
127		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			2	2	2	1.5	2	3	2	2	3	1	2.5	2	1	1.5
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			2	2	1.5	1	2	3	2	1.5	3	1	2.5	1.5	1	1.5
128		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			2	2	2	1.5	2	3	2	1.5	3	1	2.5	2	1	1.5

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cpo		Cpi		Cpo			Cpi						
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次			
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限		
129	塗料製造業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		2	1.5	1.5	1	2	3	2	1.5	3	1	2.5	1.5	1	1.5
129		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		2	2	2	1.5	2	3	2	1.5	3	1	2.5	2	1	1.5
130	印刷インキ製造業				2	2	1	1	2	3	2	2	3	1	2.5	1	1	1.5
131	医薬品原薬・製剤製造業				2	2	1.5	1.5	2	6	2	1.5	6	1	5	1.5	1	1.5
131			医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4、3とする。		4	4	3	2.5	4	8	4	1.5	8	1	5	3	1	2.5
132	医薬品製剤製造業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		2	2	1.5	1	2	5	2	1	2.5	1	2.5	1.5	1	1.5
132		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		2	2	2	1	2	5	2	1	2.5	1	2.5	2	1	1.5
133	生物学的製剤製造業				2	2	1	1	2	5	2	1	2.5	1	2.5	1	1	1.5
134	生薬製造業			日本標準産業分類による名称変更	2	2	1	1	2	5	2	2	3	1	2.5	1	1	1.5
135	動物用医薬品製造業				2	2	1.5	1.5	2	5	2	2	5	1	2.5	1.5	1	1.5
136	火薬類製造業				2	1.5	1.5	1	2	5.5	2	1.5	2.5	1	2.5	1.5	1	1.5
137	農薬製造業				2	2	1.5	1.5	2	5.5	2	2	5.5	1	2.5	1.5	1	1.5
138	合成香料製造業				2	2	1	1	2	5.5	2	2	4	1	2.5	1	1	2
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）				2	2	1	1	2	5.5	2	2	4	1	2.5	1	1	2
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		2	2	1.5	1	2	5.5	2	2	3	1	2.5	1.5	1	1.5
140		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		2	2	2	1.5	2	5.5	2	2	3	1	2.5	2	1	1.5
141	にかわ製造業			142に統合	2	-	1	-	2	5.5	2	-	-	1	2.5	1	-	-
142	ゼラチン・接着剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。	統合による名称変更	2	2	1.5	1	2	5.5	2	2	4	1	2.5	1.5	1	2
142		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		2	2	2	1	2	5.5	2	2	4	1	2.5	2	1	2
143	写真感光材料製造業				2	2	1.5	1.5	2	5.5	2	1.5	2.5	1	2.5	1.5	1	1.5
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業				2	1.5	1	1	2	5.5	2	1.5	2.5	1	2.5	1	1	1.5
145	イオン交換樹脂製造業				2	1	1	1	2	5.5	2	1	1.5	1	2.5	1	1	1.5
146	化学工業（102の項から前項までに掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		2	1.5	1.5	1	2	5.5	2	1.5	2.5	1	2.5	1.5	1	1.5
146		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		2	2	2	1.5	2	5.5	2	1.5	2.5	1	2.5	2	1	1.5

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cpo		Cpi		Cpo			Cpi						
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次			
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限		
147	石油精製業				2	1.5	1.5	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1.5	1	1.5
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）				2	1.5	1	1	2	3	2	1.5	2.5	1	2.5	1	1	1.5
149	コークス製造業				2	1	1	1	2	3	2	1	2	1	2.5	1	1	1.5
150	石油コークス製造業				2	2	1	1	2	3	2	2	3	1	2.5	1	1	1.5
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		2	1.5	1.5	1	2	3	2	1.5	2.5	1	2.5	1.5	1	2
151		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		2	2	2	1.5	2	3	2	1.5	2.5	1	2.5	2	1	2
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの				2	1	1	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1	1	1.5
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		2	2	1.5	1.5	2	3	2	1.5	3	1	2.5	1.5	1	1.5
153		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		2	2	2	1.5	2	3	2	1.5	3	1	2.5	2	1	1.5
154	なめしかわ製造業				2	2	1	1	2	14.5	2	2	3	1	14.5	1	1	1.5
155	毛皮製造業				2	2	1	1	2	14.5	2	2	3	1	14.5	1	1	1.5
156	板ガラス製造業				2	2	1.5	1.5	2	3	2	1	2	1	2.5	1.5	1	1.5
157	板ガラス加工業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		2	1	1.5	1	2	3	2	1	2	1	2.5	1.5	1	1.5
157		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		2	1.5	2	1	2	3	2	1	2	1	2.5	2	1	1.5
158	ガラス製加工素材製造業				2	2	1	1	2	3	2	1.5	2.5	1	2.5	1	1	1.5
159	ガラス容器製造業				2	1	1.5	1	2	3	2	1	2	1	2.5	1.5	1	1.5
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業				2	1	1	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1	1	1.5
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		2	1	1.5	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1.5	1	1.5
161		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		2	1	2	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	2	1	1.5
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業				2	1	1	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1	1	1.5
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）				2	1	1	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1	1	1.5
164	ガラス・同製品製造業（156の項から前項までに掲げるものを除く。）				2	1	1	1	2	3	2	1	2.5	1	2.5	1	1	1.5
165	生コンクリート製造業				2	2	1.5	1.5	2	3	2	1	2	1	2.5	1.5	1	2
166	コンクリート製品製造業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		2	1.5	1.5	1	2	3	2	1	2.5	1	2.5	1.5	1	1.5
166		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		2	2	2	1.5	2	3	2	1	2.5	1	2.5	2	1	1.5
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるもの				2	1.5	1.5	1	2	3	2	1.5	2.5	1	2.5	1.5	1	1.5

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cpo		Cpi		Cpo			Cpi						
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次			
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限		
167	を除く。)	イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		2	2	2	1.5	2	3	2	1.5	2.5	1	2.5	2	1	1.5
168	黒鉛電極製造業				2	1	1	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1	1	1.5
169	砕石製造業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		2	1	1.5	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1.5	1	1.5
169		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		2	1	2	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	2	1	1.5
170	鉱物・土石粉碎等処理業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		2	2	1.5	1.5	2	3	2	1	2.5	1	2.5	1.5	1	1.5
170		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		2	2	2	1.5	2	3	2	1	2.5	1	2.5	2	1	1.5
171	模造真珠製造業（ガラス製のものに限る。）			削除	2	-	1	-	2	3	2	-	-	1	2.5	1	-	-
172	うわ薬製造業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		2	1	1.5	1	2	3	2	1	2	1	2.5	1.5	1	1.5
172		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		2	2	2	1	2	3	2	1	2	1	2.5	2	1	1.5
173	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業			統合による名称変更	2	1.5	1.5	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1.5	1	1.5
174	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業			173に統合	2	-	1	-	2	3	2	-	-	1	2.5	1	-	-
175	フェロアロイ製造業				2	1	1	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1	1	1.5
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）				2	1	1	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1	1	1.5
177	転炉（単独転炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業			178に統合	2	-	1	-	2	3	2	-	-	1	2.5	1	-	-
178	電気炉（単独電気炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業			統合による名称変更	2	1	1.5	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1.5	1	1.5
179	熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）				2	1.5	1.5	1	2	3	2	1	2	1	2.5	1.5	1	1.5
180	冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）				2	1	1	1	2	3	2	1	2	1	2.5	1	1	1.5
181	冷間ロール成型形鋼製造業				2	1	1	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1	1	1.5
182	鋼管製造業				2	1.5	1.5	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1.5	1	1.5
183	伸鉄業				2	1	1.5	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1.5	1	1.5
184	磨棒鋼製造業				2	1	1.5	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1.5	1	1.5
185	引抜鋼管製造業				2	1.5	1.5	1	2	3	2	1.5	2.5	1	2.5	1.5	1	1.5
186	伸線業				2	1	1.5	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1.5	1	1.5
187	ブリキ製造業				2	2	1	1	2	3	2	2	3	1	2.5	1	1	1.5
188	亜鉛鉄板製造業				2	1	1.5	1	2	3	2	1	2	1	2.5	1.5	1	1.5
189	めっき鋼管製造業				2	1.5	1.5	1	2	3	2	1	2	1	2.5	1.5	1	1.5

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cpo		Cpi		Cpo			Cpi						
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次			
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限		
190	めっき鉄鋼線製造業				2	1	1.5	1	2	3	2	1	2	1	2.5	1.5	1	1.5
191	表面処理鋼材製造業（187の項から前項までに掲げるものを除く。）				2	1	1.5	1	2	3	2	1	2	1	2.5	1.5	1	1.5
192	鍛鋼製造業				2	1	1	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1	1	1.5
193	鍛工品製造業				2	2	1.5	1.5	2	3	2	2	3	1	2.5	1.5	1	1.5
194	鋳鋼製造業				2	1.5	1.5	1	2	3	2	1.5	2.5	1	2.5	1.5	1	1.5
195	銑鉄鋳物製造業（196の項及び197の項に掲げるものを除く。）				2	1.5	1.5	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1.5	1	1.5
196	鋳鉄管製造業				2	1	1	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1	1	1.5
197	可鍛鋳鉄製造業				2	1.5	1	1	2	3	2	1.5	2.5	1	2.5	1	1	1.5
198	鉄粉製造業				2	1	1	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1	1	1.5
199	鉄鋼業（173の項から前項までに掲げるものを除く。）				2	1	1.5	1	2	3	2	1	1.5	1	2.5	1.5	1	1.5
200	非鉄金属製造業				2	1.5	1.5	1	2	3	2	1	2	1	2.5	1.5	1	1.5
200			表面処理工程（りん又はその化合物によるものに限る）にあっては	県独自備考（新規）	-	2	-	1.5				1	2				1	1.5
201	電気めっき業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			2	2	1.5	1.5	2	5.5	2	1.5	5	1	3.5	1.5	1	3
201		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			5.5	5	3.5	3	2	5.5	5.5	1.5	5	1	3.5	3.5	1	3
201			りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものについては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5.5、3.5とする。		5.5	5.5	3.5	3.5	4	8	5.5	2.5	8	1	4.5	3.5	1	4.5
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			2	2	1.5	1.5	2	5.5	2	2	5.5	1	3.5	1.5	1	3
202		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			5.5	5.5	3.5	2.5	2	5.5	5.5	2	5.5	1	3.5	3.5	1	3
202			(ア) 溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、5.5、3.5とする。		5.5	保留	3.5	保留	4	8	5.5	2.5	4	1	4.5	3.5	1	2.5
202			(イ) アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、6とする。		8	8	6	6	8	50	8	8	17	1	8.5	6	1	6
203	一般機械器具製造業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			2	1.5	1.5	1	2	3	2	1.5	3	1	2.5	1.5	1	2
203		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			3	3	2	2	2	3	3	1.5	3	1	2.5	2	1	2

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cpo		Cpi		Cpo			Cpi							
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次				
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限			
204	プリント配線基板製造業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。	名称変更	2	2	1.5	1	2	3	2	1	2.5	1	2.5	1.5	1	2	
204		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		3	2	2	1.5	2	3	3	1	2.5	1	2.5	2	1	2	
205	電気機械器具製造業 (前項に掲げるものを除く。)	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。	日本標準産業分類による名称変更	2	2	1.5	1	2	3	2	1.5	3	1	2.5	1.5	1	2	
205		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		3	2	2	1.5	2	3	3	1.5	3	1	2.5	2	1	2	
205				(ア) 民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6、4とする。		6	4.5	4	2	6	8	6	3	4.5	1	6.5	4	1	2
205				(イ) 半導体素子製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、2とする。	削除	3	-	2	-	2	8	3	-	-	1	2.5	2	-	-
206	輸送用機械器具製造業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		2	2	1.5	1	2	4	2	1	4	1	3.5	1.5	1	2	
206		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		3	3	2	1	2	4	3	1	4	1	3.5	2	1	2	
206				自動車・同付属品製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4、3とする。		4	3.5	3	2	4	8	4	1.5	8	1	4.5	3	1	2
207	精密機械器具製造業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		2	1.5	1.5	1	2	4	2	1.5	2.5	1	3	1.5	1	1.5	
207		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		3	2.5	2	1.5	2	4	3	1.5	2.5	1	3	2	1	1.5	
207				時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、8、4.5とする。	削除	8	-	4.5	-	8	9	8	-	-	1	4.5	4.5	-	-
208	ガス製造工場	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		3.5	2	2.5	1.5	2	4.5	3.5	2	4.5	1	3.5	2.5	1	3.5	
208		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		4.5	4.5	3.5	3.5	2	4.5	4.5	2	4.5	1	3.5	3.5	1	3.5	
209	下水道業	ア	日平均排水量 30,000立方メートル以上の工場に限る。		1.5	1.5	1.5	1.5	1	4	1.5	1	4	1	4	1.5	1	4	
209		イ	日平均排水量30,000立方メートル未満の工場に限る。		2	2	1.5	1.5	1	4	2	1	4	1	4	1.5	1	4	

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cpo		Cpi		Cpo			Cpi						
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次			
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限		
209			(ア) 活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。		1	1	1	1	1	2	1	1	2	1	1	2		
209			(イ) 高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの(活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2、1.5とする。		2	2	1.5	1.5	1	8	2	1	8	1	8	1.5	1	8
210	空瓶卸売業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		4	4	3	2	4	5	4	4	5	2	4.5	3	2	<u>3.5</u>
210		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		5	4	4	2	4	5	5	4	5	2	4.5	4	2	<u>3.5</u>
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		4	4	3	2	4	5	4	<u>3</u>	5	2	4.5	3	<u>1.5</u>	<u>2.5</u>
211		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		5	5	4	2.5	4	5	5	<u>3</u>	5	2	4.5	4	<u>1.5</u>	<u>2.5</u>
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		5	5	4	4	4	10	5	4	<u>9</u>	2	4.5	4	<u>1.5</u>	4.5
212		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		6.5	6.5	4.5	4.5	4	10	6.5	4	<u>9</u>	2	4.5	4.5	<u>1.5</u>	4.5
213	飲食店	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		5	5	4	3.5	4	8	5	<u>3</u>	<u>5.5</u>	2	5	4	2	<u>4</u>
213		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		6.5	5.5	4.5	4	4	8	6.5	<u>3</u>	<u>5.5</u>	2	5	4.5	2	<u>4</u>
214	宿泊業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		4	4	3	3	4	5	4	<u>3</u>	5	2	4.5	3	2	<u>4</u>
214		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		5	5	4	4	4	5	5	<u>3</u>	5	2	4.5	4	2	<u>4</u>
215	リネンサプライ業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		5	5	4	4	5	8	5	<u>2.5</u>	8	1	6	4	1	<u>5</u>
215		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		6	6	4.5	4.5	5	8	6	<u>2.5</u>	8	1	6	4.5	1	<u>5</u>
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		5	4	4	2.5	5	8	5	<u>2.5</u>	<u>7</u>	1	6	4	1	<u>3</u>
216		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		6	5	4.5	3	5	8	6	<u>2.5</u>	<u>7</u>	1	6	4.5	1	<u>3</u>
217	商業写真業	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。	218に統合	4	-	3	-	4	5	4	-	-	2	4.5	3	-	-
217		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		5	-	4	-	4	5	5	-	-	2	4.5	4	-	-

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cpo		Cpi		Cpo			Cpi						
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		国6次		国5次		国6次			
									下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限		
218	写真業（前項に掲げるものを除く。）	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		統合による名称変更	4	4	3	2	4	5	4	4	5	2	4.5	3	2	4
218		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			5	4	4	2	4	5	5	4	5	2	4.5	4	2	4
219	自動車整備業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			4	4	3	3	4	5	4	2.5	5	2	4.5	3	2	3
219		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			5	4.5	4	3	4	5	5	2.5	5	2	4.5	4	2	3
220	病院	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			4	4	3	3	4	5	4	3	5	2	4.5	3	2	4
220		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			5	5	4	4	4	5	5	3	5	2	4.5	4	2	4
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）				4	4	3	3	2	8	4	2	8	1	4	3	1	4
221			第2欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。		1	1	1	1	1	3	1	1	3	1	3	1	1	3
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限る。）				4	4	3	3	2	8	4	2	8	1	5	3	1	5
222			第2欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。		1	1	1	1	1	3.5	1	1	3.5	1	3.5	1	1	3.5
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			2	2	1.5	1.5	2	8	2	2	8	1	4	1.5	1	4
223		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			3	3	2	2	2	8	3	2	8	1	4	2	1	4
223			嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2、1とする。			2	2	1	1	2	4	2	2	4	1	3	1	1
224	ごみ処理業	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			4	2.5	3	1	4	5	4	1	2.5	2	4.5	3	1	1.5
224		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			5	2.5	4	1.5	4	5	5	1	2.5	2	4.5	4	1	1.5
225	廃油処理業				4	1.5	3	1	4	5	4	1	1.5	2	4.5	3	1	1.5
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	ア 日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。			4.5	2	3.5	1	4	8	4.5	1	3	1	4.5	3.5	1	1.5
226		イ 日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。			6	2.5	4.5	1.5	4	8	6	1	3	1	4.5	4.5	1	1.5
227	死亡獣畜取扱業				4	4	3	3	4	5	4	2	4	2	4.5	3	2	3

愛知県5次規制区分				6次規制業種 区分備考	Cpo		Cpi		Cpo			Cpi						
項	業種	区分	備考		県 5次	県 6次案	県 5次	県 6次案	国5次		県 5次	国6次		国5次		県 5次	国6次	
									下限	上限		下限	上限	下限	上限		下限	上限
228	と畜場	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		4	4	3	3	4	10	4	4	<b>9.5</b>	2	4.5	3	2	4.5
228		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		8	8	4.5	4.5	4	10	8	4	<b>9.5</b>	2	4.5	4.5	2	4.5
229	中央卸売市場				4	4	3	3	4	5	4	4	5	2	4.5	3	2	<b>3</b>
230	地方卸売市場	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		4	4	3	3	4	5	4	<b>2.5</b>	5	2	4.5	3	<b>1.5</b>	<b>4</b>
230		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		5	5	4	4	4	5	5	<b>2.5</b>	5	2	4.5	4	<b>1.5</b>	<b>4</b>
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条	ア	日平均排水量 400立方メートル以上の工場に限る。		4	<b>3.5</b>	3	3	4	5	4	<b>1.5</b>	<b>4.5</b>	2	4.5	3	<b>1</b>	<b>3</b>
231		イ	日平均排水量 400立方メートル未満の工場に限る。		5	<b>4.5</b>	4	<b>3</b>	4	5	5	<b>1.5</b>	<b>4.5</b>	2	4.5	4	<b>1</b>	<b>3</b>
232	1の項から前項までに分類されないもの	ア	し尿浄化槽（処理対象人員が200人以下のもの）、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの		4	4	3	3	1	8	4	1	8	1	8	3	1	8
232		イ	その他		3	3	2	2	1	8	3	1	8	1	8	2	1	8